

令和5年度松原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設で就労する障害者等の自立及び社会参加を促進し、障害者就労施設等の受注機会の確保並びに障害者就労施設等が供給する物品又は役務（以下「物品等」という。）の需要の増進等を図るため、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を推進すべく定める。

2 適用範囲

この方針は、本市の全組織において発注可能な物品等に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する障害者就労施設等のうち物品等の調達が可能な施設とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

(1) 物品

- ・食品類（焼き菓子等）
- ・農作物類（野菜・草花等）
- ・小物類（皮製品・布製品・木工・織物・ビーズ製品・マグネット等）
- ・紙製品（名刺・手すき和紙製品等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・建物清掃
- ・洗車作業
- ・リサイクル作業（空き缶回収・古紙回収等）
- ・封入作業
- ・組立作業

・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

各年度の目標は、別に定める。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

(1) 調達目標の設定

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度、各部局に対し、調達実績及び今後の予定を調査し、計画的な障害者就労施設等からの物品等の調達に努め、調達実績額が前年度実績を上回るよう取り組むものとする。

(2) 優先調達の依頼

障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、各部局に対し依頼する。

(3) 情報の提供

(1) の調査による需要見込み等の情報を障害者就労施設等に提供するとともに、障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、各部局に対してその情報を提供する。

(4) 共同受注組織の活用

障害者就労施設等の供給能力を向上させ、調達を促進させるため、共同受注組織を活用し、支援方策を検討し推進するものとする。

7 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成した時は、市ホームページ等により遅滞なく公表する。

(2) 本方針に基づく実績は、毎会計年度終了後に市ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この方針は、平成25年11月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成29年6月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成30年6月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和元年6月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和2年7月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和3年7月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和5年7月1日から実施する。

令和5年度松原市障害者就労施設等からの物品等の調達目標

品名等	金額(税込)
①食品類	20,000円
②小物類	380,000円
物品計(①+②)	400,000円
③建物清掃	27,000,000円
④その他の役務	150,000円
役務計(③+④)	27,150,000円
合計(物品計+役務計)	27,550,000円